

次期むつ市総合経営計画の策定に向けたE B P M導入支援業務
プロポーザル審査基準

1 審査の基本方針

- (1) 審査委員1人あたりの持ち点は100点とする。
- (2) 各審査委員の評価点の合計が最も高い企画提案者を選定する。

【持点：100点×審査委員8人＝800点】

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点	
(1) 業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案であるか。	5	5
(2) 応募者の確実性	国又は地方公共団体を契約相手方とする類似業務の受託実績があり、業務を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。	10	20
	専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	10	
(3) 研修の企画運営	本市の現状や課題を踏まえ、施策の検討や次期総合経営計画の策定に活用できる実践的な研修内容となっているか。	10	40
	ワークショップ等を取り入れるなど、実務に活用できるような工夫がされているか。	10	
	研修参加者の理解度に応じて柔軟に対応できるような研修内容・運営体制となっているか。	10	
	研修対象者の職級・職責等を踏まえた、効果的な研修内容となっているか。	5	
	日常業務を考慮した実現可能で効果的なスケジュール設定となっているか。	5	
(4) 人材育成	E B P Mの活用が定着し、職員が主体的に取り組んでいくことを見据えた内容となっているか。	10	20
	研修参加者以外の職員に対する波及効果も期待できる内容であるか。	10	
(5) 総合的判断	仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか。	5	15
	見積金額は妥当であるか。	5	
	仕様書に示した内容以外の独自の提案など、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	5	